

意見書

平成 21 年 5 月 14 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まきよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まきよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まきよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条により、平成21年4月14日付けで公告された東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定についての意見募集」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

(1) 基準料金指数の設定について

プライスカップ(上限価格方式)は、代替サービスのない市場において、支配的事業者の地位を濫用した料金の値上げを抑制し、利用者利益を保護するための規制として、一定の役割を果たしてきたと考えます。

「プライスカップの運用に関する考え方について」(2009年4月1日公表)において示されているとおり、X値の算定について、「市場が動的に変化することが想定される中、X値を一意に定めるのが困難」であることを踏まえれば、X値はCPI連動とし、現状の基準料金指数を維持する、とする今回の内容はやむを得ないものと考えます。

なお、今回の基準料金指数の設定において、X値をCPI連動として整理した場合であっても、特定電気通信役務の提供にあたり、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東西」という)殿は、費用削減への継続的な取り組みを通じて、更なる経営効率化を進めるべきと考えます。

(2) PSTNに係る接続料について

今回のように、X値をCPIと連動させた場合、小売料金に対して実質的にプライスカップ規制が適用されることとなります。一方で、PSTNに係る接続料については、PSTNからIP網への移行等により値上げが示唆されているとおり、プライスカップ規制が適用された小売料金との逆転現象を起こす可能性も懸念されるところですが、こうした状況は到底受け入れられるものではありません。

従って、PSTNに係る接続料については更なる低廉化がなされるよう、早急に接続料算定方法を見直す等の措置が必要と考えます。

(3) 特定電気通信役務の範囲について

NTT 東西殿の提供するFTTHアクセスサービス及びひかり電話サービスについては、「電気通信サービスに係る料金政策の在り方に関する研究会」報告書(平成20年10月24日公表)において、「今後、単に契約数だけでなく、利用者層が広いこと又は契約数の急激な増加トレンドがうかがえる場合には、特定電気通信役務として整理することが適当」と特定電気通信役務への追加の可能性について言及されています。

NTT 東西殿の提供するFTTHアクセスサービス及びひかり電話サービスについては、NTT東西

殿の合計シェアが共に 70%超※といった高い水準になっているほか、NTT東西殿以外の事業者による実質的な代替サービスが十分に提供されていないとともに、加入電話からの移行が不可逆的に行われていること等から、直ちにこれらサービスを特定電気通信役務に追加すべきと考えます。

なお、平成21年4月1日よりNTT東西殿の専用役務を特定電気通信役務の対象外とする制度改正がなされましたが、専用役務の料金については、スタックテストの対象とする等により引き続き注視していくことが必要と考えます。

※電気通信事業分野の競争状況に関する四半期データ(平成20年度第3四半期(12月末))(平成21年3月25日公表)

以上